

わがまち「おおたけ」の「これから」をみんなで！

# 市民提案事業を募集



問い合わせ  
企画財政課 ☎2125  
自治振興課 ☎2142



うーん、よし、これだ！

大竹市は、平成26年9月1日に市制施行60周年を迎えます。この記念すべき日を、市全体で盛り上げるため、市民の皆さんからの提案による、さまざまな記念事業を募集し、交付金を交付します。

## 提案事業Q&A

**Q** 目的は？  
**A** 60周年は、人であれば還暦。この新たに生まれ変わる年の記念すべき日を迎える上で、市民の皆さんの発想を活かした事業を行い、わがまちプラン（第五次大竹市総合計画）が目指す「よいまち」の実現に取り組みることが目的です。先人が創り上げてきた大竹の歴史を振り返り、その重みを実感しながら、これからの大竹をみんなで創り上げていく決意を込めた事業を募集します。

**Q** どんな事業が対象？  
**A** 次の①～③の事業を募集します。

①地域の課題解決を図る事業  
地域が抱えている課題を解消し、より良い地域にしようとする事業です。  
②わがまちプランの「重点取組方向」の施策に沿った事業  
重点取組方向の施策は、地域を担う人づくり（大竹を愛する人づくり）

▼市民主体のまちづくり（主体性や当事者意識を育む事業）▼地域安全対策の充実▼災害・危機に強いまちづくり▼地域福祉の推進▼大竹らしさを伝えるまちづくり▼環境美化の推進▼生涯元気な心と体づくりの8つです。  
※ 「生涯元気な心と体づくり」は、市全体で取り組もうと進めている施策のため、優先的に採択します。

↓わがまちプランの「重点取組方向」の施策については、10ページをご覧ください。

③市制施行60周年を周知する事業  
市制施行60周年を市内外に広くPRし、盛り上がりを出したり、大竹の知名度を高めたりする事業です。

**Q** お金は出るの？  
**A** 審査の結果、採択された事業に対し、「市民提案事業交付金」として、最大20万円を交付します。（予算の範囲内で決定）

**Q** どうやって進めるの？  
**A** 申請内容を、市で審査し、実施を決定します。

審査では、「市民と行政との協働」の視点に立ち、あらかじめ申請者と自治振興課、そして事業内容と関係の深い部署（担当課）が協議します。  
例えば、お金をかけずに内容を充実させたり、もっと事業がやりやすくなるよう工夫したり、さらには、市が行っている事業と連携したり一つにまとめるなどして、事業が、より効果的で満足度の高いものとなるよう、市民の皆さんと一緒に考えます。

申請する前に「こういうことがしたい」というものがあれば、ご相談ください。  
※ 申請から実施までの具体的な流れは、次のページをご覧ください。

# 応募要領

**募集期間** 平成25年8月23日(金)まで  
※ 平成26年2月～3月ごろに二次募集を行う予定です。（詳細が決まり次第に、市広報紙などでお知らせします）

**応募資格** 市内居住者または市内事業所に勤務する者、大竹市を中心に活動する団体または複数の団体で構成されるグループ。

- ※ ただし、次のいずれかに該当するものは応募できません。
- ①暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する指定を受けている暴力団員またはその団体若しくはその構成員の統制下にある団体
  - ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に規定する処分を受けている者またはその団体若しくはその構成員の統制下にある団体
  - ③法令および公序良俗に反する者または団体
  - ④政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする者または団体（市民提案事業の内容が主として政治活動や宗教上の教義を広めることを目的とした事業でない場合は除く）
  - ⑤営利活動を主たる目的とした者または団体(市民提案事業の内容が主として営利を目的とした事業でない場合は除く)

**対象事業** 9月から原則平成26年9月(おおむね1年間)までに実施し、完了する、次のいずれかに該当する事業

- 地域の課題解決を図る事業
  - わがまちプランの重点取組方向の施策の方向性に沿った事業 → → → → →
  - 市制施行60周年を周知する事業
- ※ ただし、次のいずれかに該当する事業は認められません。
- ①不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの
  - ②法令および公序良俗に反するもの
  - ③特定の政治、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがあるもの
  - ④記念事業の品位を損ね、または正しい理解を妨げるもの
  - ⑤市の信用を失墜させ、または損害を与えるおそれがあるもの
  - ⑥交付金が、団体またはグループそのものの運営経費に充てられ、事業性がないもの
  - ⑦国、地方公共団体(本市を含む)または民間の助成団体などが実施する他の財政的支援制度の対象となっているもの
  - ⑧その他承認することが不相当と認められるもの



重点取組方向の施策については次ページへ

**申請方法** 自治振興課に相談の上、所定の申請書で、申請してください。  
※ 申請書は、市役所（企画財政課・自治振興課）、各支所、玖波・小方・栄の各公民館、各コミュニティサロン、サントピア大竹に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※ 申請前には、必ず自治振興課にご相談ください。  
**交付上限額** 申請1件につき20万円（予算の範囲内で決定）

対象経費	内容
報償費	催事などの講師・アドバイザー・出演者または調査・研究などを行う専門家などへの謝礼、賞状・記念品に要する費用など
旅費	外部講師・出演者・スタッフなどの活動場所までの交通費や宿泊費など
需用費	機材・資材などの購入費、チラシ・ポスター・報告書などの印刷製本費、消耗品費など
役務費	通訳料、翻訳料、原稿料、切手代などの通信運搬に係る経費、保険料など
使用料および賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料など
その他経費	その他市長が必要と認める経費

# わがまちプラン (第五次大竹市総合計画)

## 重点取組方向の施策

「よいまち」の実現に向けて特に力を入れて取り組むべき施策です。市民の皆さんならではのアイデアをお待ちしています！

### 地域を担う 人づくり



人が成長する過程すべての段階において、大竹のことを理解し、地域を愛する気持ちを持つような人づくり。また、高度成長期に台頭してきた個人主義的な考え方の限界と地域のつながりの大切さを学び、地域に住んでいる人同士が助け合い、人の温かさやエネルギーを感じるまちをめざすこと。

### 市民主体の まちづくり



つまり「大竹を愛する人づくり」を目標とします。

まちづくりにおける推進力となる人をたくさん育てる方向で、施策を展開します。

### 地域安全対策 の充実



市民自らが、まちづくりを自分の問題として捉え、考え、そして行動する「市民自治」と、行政と市民がともに考え行動する「協働」の手法を活用し、主体性や当事者意識を育む事業を実施します。

### 地域福祉の 推進



安全対策と同様、すべての福祉を行政が担うことはできません。きめ細かい安心の提供のために、「お互いさま」の気持ちを大切にする地域のつながりを強めていく施策を推進します。

### 生涯元気な 心と体づくり



病気になり具合が悪くなった時のために、総合的な医療体制を充実させることは、もちろん大事です。

### 環境美化の 推進



大竹に住んでいる人も、大竹を訪れた人も自然と嬉しくなるような、きれいな街並みを、市民と行政が一緒になって創造していく施策を推進します。

### 大竹らしさを 伝える まちづくり



大竹の伝統や歴史を学ぶことで、市民が郷土を誇りに思い、結果として、地域を愛する人が増えていく施策を推進します。

### 災害・危機に 強いまちづくり



自然災害や大規模災害から市民の生命・財産を守ることは、市の責務ですが、行政がどんなに想定し、備えていても、限界があります。万一の事態でも適切な行動が取れるよう、市民・地域を育てる施策を推進します。

### 市役所でも取り組みを進めています。

現在、市が行っている事業を、「市民との協働」の視点で見直し、新たな事業として企画します。また、60周年を盛り上げるためのさまざまなアイデアを職員から募集し、実現できるものは実現していく姿勢で取り組んでいます。

今後、市民の皆さんにもご協力をお願いすることがあると思いますので、よろしくお願ひします。

### 市民との協働に向けた 職員研修を開催

7月3日(水)、市役所3階大会議室で、オフィスDo&Beの吉田奈緒美さんを講師に迎え、ファシリテーターを務める上での基本やポイントを学びました。また、市制施行60周年記念事業をテーマに、「市民との協働」の視点で市の事業を見直し、新たな事業として企画するためのさまざまなアイデアを出し合い、班ごとに発表しました。

今後、研修を受講した職員のうち数名は、各地区で行われる地区懇談会の意見交換会などでファシリテーターを務める予定です。

これからの市政に欠かせない「協働」の視点をもって、市民の皆さんと一緒に頑張ってまちづくりを進めていくため、職員も頑張ります。

※ ファシリテーター会議などで話し合いが円滑に進むよう、中立の立場で意見を促したり、方向性を整理したりする役割を担う人



市民提案事業の流れは？  
A 申請から実施までの流れは、次の通りになります。

①事前相談・協議  
申請する前に、あらかじめ事業内容について、自治振興課と協議します。  
※ 申請内容と関係する担当課が一緒に事業内容を考え、自治振興課が調整します。

②申請  
申請者は、相談・協議した内容の申請書と関係書類を自治振興課に提出します。

③協議  
事業内容について、さらに協議が必要な場合は、申請者、自治振興課、担当課で協議します。

④審査・決定  
市役所内の会議で、事業の採択・交付金の交付について審査し、決定します。(交付する場合は金額も決定します。)

⑤決定通知  
企画財政課が審査結果を申請者に通知します。

⑥交付金請求  
申請した事業が採択された場合、申請者は、所定の様式により企画財政課に交付金を請求します。

⑦交付  
交付金の請求を受理し、書類の内容を確認後、企画財政課は交付金を申請者に交付します。(口座振替)

⑧実施  
申請者を含む関係者は、事業を実施します。

⑨結果報告  
事業終了後、申請者は、事業の実施内容を報告します。報告書の提出先は、自治振興課になります。  
※ 交付金が余った時は返還が必要になります。

完了

次号から市制施行60周年特集開始  
60周年のキャッチコピーやロゴマークの紹介や、大竹市の60年の歴史などにも触れる予定です。

